

秋田県由利本荘市沖（南側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域</p> <p>次に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、漁港の区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域をいう。）、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域</p>	<p>二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域</p> <p>次に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、漁港区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域</p>